

## 入札参加手続きについて（工事）

1 入札参加にあたっての留意事項	… 1
2 方式別参加手続き	… 2
(1) 一般競争入札（WTO）の参加手続き	… 2
(2) 一般競争入札（条件付）の参加手続き	… 4
(3) 総合評価落札方式による一般競争入札（条件付）の参加手続き	… 6
(4) 指名競争入札の参加手続き	… 9
3 入札参加資格の確認等	… 10
(1) 主な入札参加資格の確認項目	… 10
(2) 適格性の審査項目	… 14
(3) その他	… 16

平成30年4月

横浜市財政局  
横浜市水道局  
横浜市交通局

## 1 入札参加にあたっての留意事項

### (1) 予定価格について

予定価格は事後公表とし、一般競争入札（WTO・条件付）においては、開札済通知書及び入札てんまつに予定価格を記載します。

ただし、下記の工事を対象とする一般競争入札（条件付）においては入札公告に、また、指名競争入札においては指名通知書に、予定価格を記載し、予定価格を事前公表とします。

《予定価格を事前公表にする対象工事》

- ① 土木、建築、上水道のほか、港湾、鋼構造、機械器具設置など、次の②以外の工種 1億円未満
- ② 舗装、電気、管、造園の4工種 5千万円未満

### (2) 調査基準価格について

WTO対象工事及び総合評価落札方式による工事が、低入札価格調査制度の対象となります。

開札後に調査基準価格を公表します。落札候補者が、この価格を下回った場合には、その価格によって契約に適合した履行がなされないおそれがあるか等について調査を行い、調査の結果、問題がないと判断した場合に当該入札者を落札者として決定することになります。

この場合落札候補者は、本市が指定した日時までに、調査書類を提出していただきます。資料の提出がなされない場合は、その落札候補者を落札者とはしません。

なお、低入札価格調査制度の運用については、別途「ヨコハマ・[入札のとびら](#)」（以下「入札のとびら」といいます。）の通知等を参照してください。

<参考> [低入札価格調査制度の取扱いについて](#)

### (3) 最低制限価格について

WTO対象工事及び総合評価落札方式による工事以外の全ての工事が、最低制限価格制度の対象となります。

開札後に最低制限価格を公表します。この価格を下回る価格で入札を行った方は落札者にはなれません。この場合は、低入札価格調査制度対象案件と異なり、調査を行うことなく落札者とはしないこととなりますのでご注意ください。

### (4) 落札決定について

一般競争入札（条件付）及び指名競争入札の案件の落札決定は、開札から概ね10～12日後を予定（低入札価格調査を行う案件は除きます。）としています。一般競争入札（条件付）の案件については、落札候補者のみ入札参加資格の確認及び適格性の審査を行う事後審査方式を導入しています。なお、適格性の審査項目にある「同種工事の請負実績」については、入札参加資格申請において登録した工種別の最高請負実績（元請・下請実績）により行っておりますので、登録された実績よりも高い価格の実績ができた場合には、速やかに変更手続を行ってください。詳細については、「3 入札参加資格の確認等 (2)適格性の審査項目 ⑨同種工事の請負実績」に記載がありますので、ご参照ください。

### (5) 電子入札について

横浜市では、原則全ての工事について電子入札を実施しています。紙による入札は「横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）」に定める場合を除いて認めませんのでご注意ください。その他、電子入札を行うにあたり必要な事項は、「[横浜市電子入札運用基準（工事請負関係）](#)」及び「[入札のとびら](#)」の通知等を参照してください。



## ⑤ 質問・回答

- 設計図書及び入札説明書に定める手続きに従って、設計図書等に関する質問ができます。

## ⑥ 入札・開札

- 電子入札システムの操作方法は、「[電子入札簡易マニュアル](#)」をご覧ください。
- 入札期間、入札方法及び開札日は、入札公告及び入札説明書に明示します。
- 入札にあたっては、本市設計書と同等の詳細工事費内訳書を、入札説明書に定める方法により提出しなければなりません。入札の前に、「[入札の無効に関する注意について](#)」をご確認ください。
- 入札の回数は、1回とします。
- 開札後、調査基準価格及び予定価格を入札者に通知します。積算疑義申立て期間終了後、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した方の会社名及び価格を入札者に通知します。なお、調査基準価格を下回った場合は、⑦の手続きが必要となります。

## ⑦ 低入札価格調査

- 入札において、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査を行なった上で、落札者とするか判断します。調査については、[こちら](#)をご覧ください。

## ⑧ 配置技術者の確認

- 落札候補者となった方は、落札候補（予定）者通知書の送付後2日以内に②で提出した「[一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）](#)」（共同企業体で入札に参加した場合は、「[配置予定技術者調書（共同企業体用）（第1号様式その2）](#)」も併せて）」に記載した技術者について、「[配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）](#)」（共同企業体で入札に参加した場合は「[配置技術者（変更）届出書（共同企業体用）（第6号様式その2）](#)」も併せて）」を作成し、契約第一課に提出してください。
- 配置技術者の変更は、真にやむを得ないと認められる場合以外はできません。

## ⑨ 落札決定

- 落札者に決定通知を送付します。
- 決定の翌日、「[入札のとびら](#)」で入札・契約結果が公表されます。

## (2) 一般競争入札（条件付）の参加手続き<※原則、22億9,000万円未満の工事が対象>

### ① 公告

- 「[入札のとびら](#)」等で、発注する工事ごとに入札に必要な事項を公告します。  
①工事件名 ②施工場所 ③工事概要 ④工期 ⑤予定価格 ⑥入札参加資格…「登録工種」「格付工種における等級区分」「所在地区分」「技術者の配置」「現場代理人の配置」等 ⑦提出書類 ⑧その他必要な事項

### ② 設計図書の入手

- 設計図書は、原則として電子図渡しにより配布します。電子図渡しの方法は、「[入札のとびら](#)」の「[設計図書のダウンロード方法（工事・条件付一般競争入札）](#)」を参照してください。

### ③ 質問・回答

- 設計図書に定める手続きに従って、設計図書等に関する質問ができます。

### ④ 入札・開札

- 電子入札システムの操作方法は、「[電子入札簡易マニュアル](#)」をご覧ください。
- 入札は、電子入札により行います。入札期間及び開札日は、入札公告に明示します。
- 本市設計書と同等の詳細な工事費内訳書を電子ファイル化し、入札書提出の際に添付しなければなりません。入札の前に、「[入札の無効に関する注意について](#)」をご確認ください。
- 入札回数は、1回とします。
- 開札後、最低制限価格及び予定価格を入札者に通知します。積算疑義申立て期間終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札し、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った方の中で、最低価格を提示した方の会社名及び価格を入札参加者に通知します。なお、最低制限価格を下回った入札者は落札者としません。

### ⑤ 提出書類の持参

- 落札候補者となった方は、落札候補（予定）者通知書の送付から翌々開庁日の午後5時まで、入札公告に定める書類を契約第一課に提出しなければなりません。
- 提出書類は、①3,500万円以上（建築工事の場合は7,000万円以上）の工事の場合は、[配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）](#)（※共同企業体で入札に参加した場合は[配置技術者（変更）届出書（共同企業体用）（第6号様式その2）](#)も併せて、契約第一課に提出してください。）、②3,500万円未満（建築工事の場合は7,000万円未満）の工事の場合は、[配置主任技術者・現場代理人（変更）届出書（第7号様式）](#)、③その他、工事ごとに入札公告において定める書類です。
- 期限までに書類が提出されない場合は、当該工事の契約を締結することはできなくなります。

## ⑥ 入札参加資格の確認及び適格性の審査

- 提出された書類を基に、落札候補者が当該工事の入札参加資格を満たしているかどうかの確認及び適格性の審査を行います。
- 審査の結果、入札参加資格が“無”の方及び適格性を満たさない方に対しては、「一般競争入札参加資格確認結果通知書（第3号様式）」により通知します。

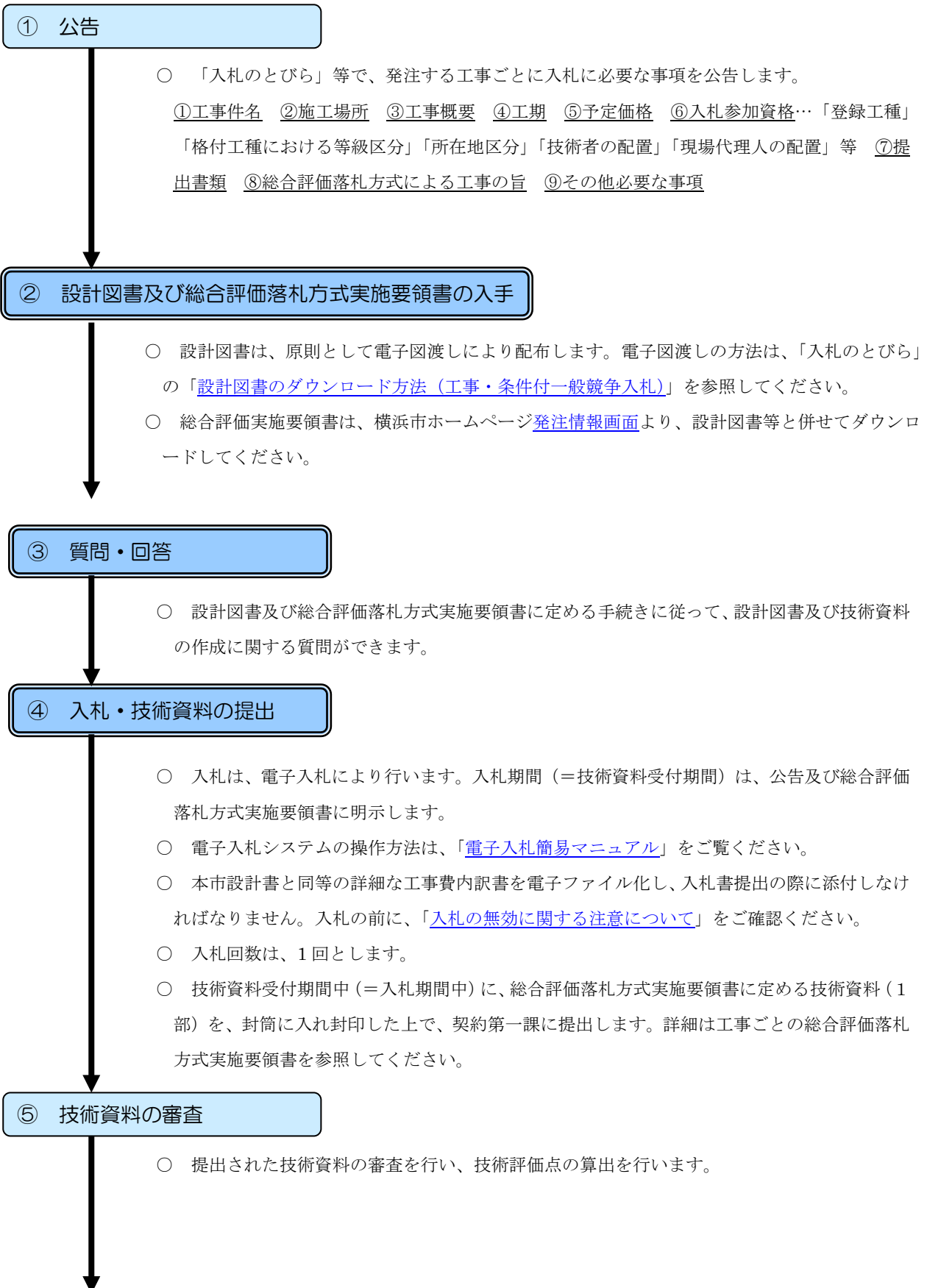
## ⑦ 落札決定

- 落札者に決定通知を送付します。
- 決定の翌日、「[入札のとびら](#)」で入札・契約結果が公表されます。

### (3) 総合評価落札方式による一般競争入札（条件付）の参加手続き

<※入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事が対象>

<※政府調達協定（WTO）の対象工事では、入札参加資格の審査時期が下図とは異なります。>



## ⑥ 開札・評価値の算出

- 開札日は、入札公告に明示します。
- 技術評価点と入札価格から、評価値の算出を行い、評価値の最も高い方（最高評価入札者）を落札候補者とします。落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、⑨の手続きが必要になります。なお、開札後、調査基準価格及び予定価格を入札者に通知します。積算疑義申立て期間終了後、落札候補者の方の会社名、価格及び価格値を入札参加者に通知します。

## ⑦ 提出書類の持参

- 落札候補者になった方は、落札候補（予定）者通知書の送付から翌々開札日の午後5時までに、入札公告に定める書類を提出しなければなりません。
- 提出書類は、①3,500万円以上（建築工事の場合は7,000万円以上）の工事の場合は、[配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）](#)（※共同企業体で入札に参加した場合は[配置技術者（変更）届出書（共同企業体用）（第6号様式その2）](#)も併せて、契約第一課に提出してください。）、②3,500万円未満（建築工事の場合は7,000万円未満）の工事の場合は、[配置主任技術者・現場代理人（変更）届出書（第7号様式）](#)、③その他、工事ごとに入札公告において定める書類です。
- 期限までに書類が提出されない場合は、当該工事の契約を締結することはできなくなります。

## ⑧ 入札参加資格の確認及び適格性の審査

- 提出された書類を基に、落札候補者が当該工事の入札参加資格を満たしているかどうかの確認及び適格性の審査を行います。
- 審査の結果、入札参加資格が“無”の方及び適格性を満たさない方に対しては、「一般競争入札参加資格確認結果通知書（第3号様式）」により通知します。

## ⑨ 低入札価格調査

- 総合評価落札方式による工事は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、低入札価格調査制度が採用されます。
- 落札候補者の入札価格が、調査基準価格を下回ったときには、調査を行った上で、落札者とするか判断します。調査については、[こちら](#)をご覧ください。

## ⑩ 落札決定

- 落札者に決定通知を送付します。決定の翌日、「[入札のとびら](#)」で入札・契約結果が公表されます。
- 入札参加者全員の評価結果についても、「[入札のとびら](#)」で公表します。

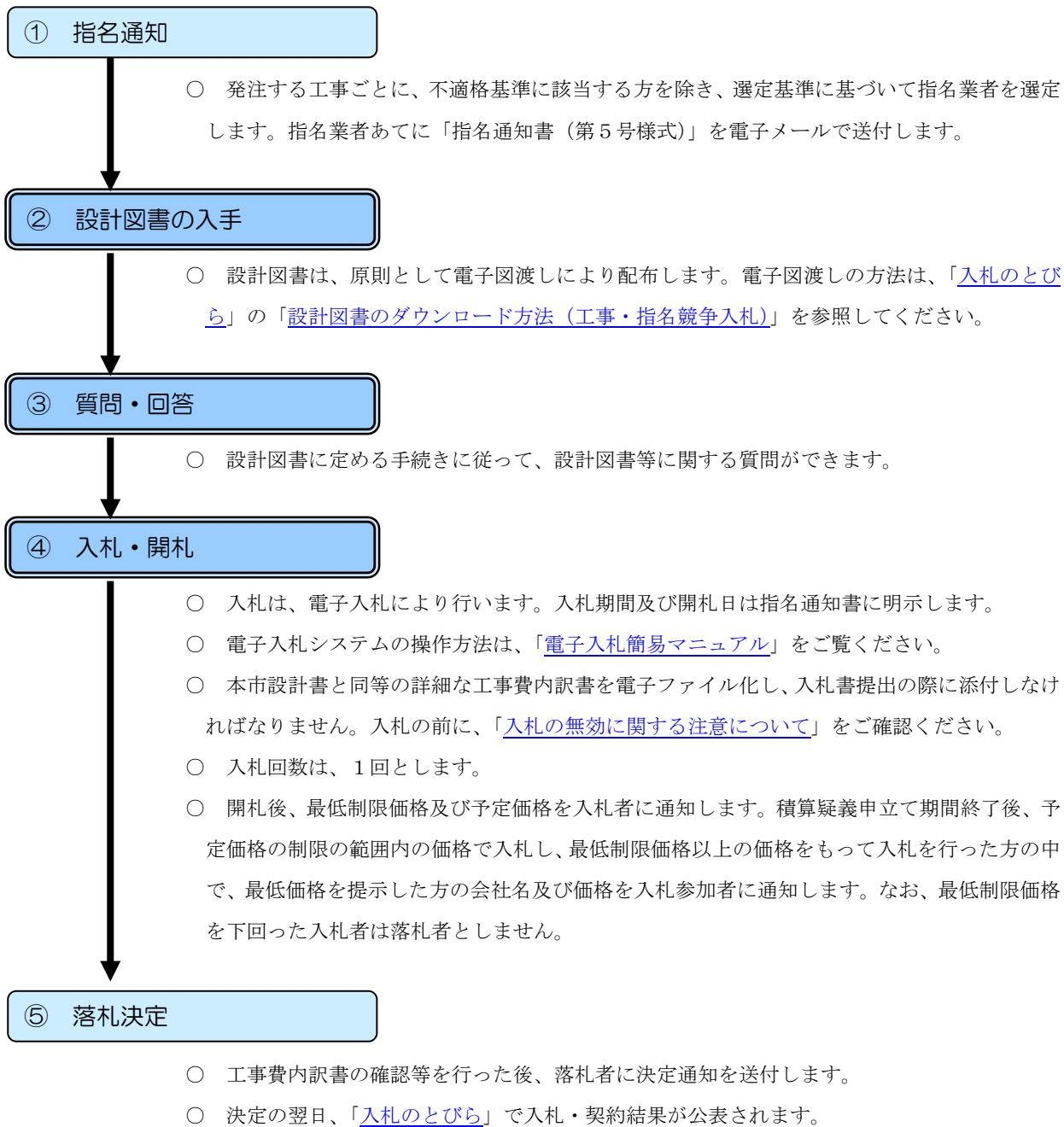


※ 総合評価落札方式についての詳細は、[財政局公共施設・事業調整課のホームページ](#)に掲載の次の資料を参照してください。

<参考> 横浜市総合評価落札方式ガイドライン

#### (4) 指名競争入札の参加手続き

<22億9,000万円未満の工事のうち「専門性が特に高い工事」又は「早急に入札を執行する必要がある工事」が対象>



### 3 入札参加資格の確認等

当該工事の契約は、次の(1)から(3)までに基づく入札参加資格の確認及び適格性の審査を行い、当該工事に係る入札参加資格及び適格性を有するものであることを確認（一般競争入札（条件付）の工事については、落札候補（予定）者通知日を入札参加資格確認の基準日及び適格性の審査基準日とします。）した上で締結することとなります。なお、低入札価格調査制度適用工事（WTO対象工事及び総合評価落札方式による工事）において、調査基準価格を下回る価格で入札された場合は、この他に低入札価格調査を行います。

#### (1) 主な入札参加資格の確認項目

項目	確認事項
① 登録工種	当該工事の入札参加資格として設定された登録工種（例：土木、建築等）について、横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登録があること。
② 格付等級	<p>当該工事の入札参加資格として設定された格付等級（A、B、C（※Cは土木、舗装、建築のみ））について、横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登録があること。</p> <p>※ 格付等級は、格付工種（土木、舗装、造園、建築、電気、管、下水道）に限り設定されます。</p>
③ 登録細目	当該工事の入札参加資格として設定された登録細目（例：土木の場合…一般土木工事、軌道工事、橋梁上部工事）について、横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登録があること。
④ 所在区分	<p>当該工事の入札参加資格として設定された所在区分（市内、準市内、市外）について、横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事）に登録があること。</p> <p>※ 所在区分について          &lt;市内企業&gt;          登録簿上の本店及び建設業法上の主たる営業所を横浜市内に有する者          &lt;準市内企業&gt;          市内企業以外の者で、建設業の許可を有する営業所を横浜市内に有しており、かつ、所管税部局へ当該営業所の法人開設届出書を提出している者          &lt;市外企業&gt;          市内企業及び準市内企業以外の者</p>
⑤ 監理技術者の専任配置 ※7,000万円以上の工事 において設定	<p>当該技術者は次の要件を全て満たしている者であること。</p> <p>ア 落札候補（予定）者通知日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。          ※ 在籍出向者、派遣社員、パートタイマーは技術者として配置することはできません。</p> <p>イ 落札候補（予定）者通知日において、雇用期間が3か月経過していること。          ※ 例えば落札候補（予定）者通知日が4月1日の場合、1月1日以前（1月1日も含む。）から雇用していなければなりません。</p> <p>ウ 落札候補（予定）者通知日において、他の工事に従事していないこと。          ※ なお、これまで従事していた工事が終了しているかどうかは、原則として工期により確認し、落札候補（予定）者通知日において、従前工事の完成検査が完了していることをもって判断することとなります。</p> <p>エ 建設業許可申請における経營業務管理責任者でないこと。          ※ 経營業務管理責任者とは、常勤の役員で主たる営業所において毎日経營業務に従事する者をいい、本市契約の工事の現場には従事できません。</p> <p>オ 建設業許可申請における営業所ごとの専任技術者でないこと。</p>

項目	確認事項
<p>※前ページ⑤のつづき</p>	<p>※ 営業所ごとの専任技術者とは、その営業所に常勤で業務に専念しなければならず、原則として、工事の現場には従事できません。(建設業法第7条第2項)</p> <p>カ 当該工事の入札参加資格として設定された建設業の種類(例:土木工事業、建築工事業等)に係る資格を有していること。            キ 監理技術者資格者証が、落札候補(予定)者通知日において有効であること。            ク 監理技術者講習を過去5年以内に受講した者であること。</p> <p>※ 監理技術者講習修了証の写しを提出していただきますので、必ず受講しておいてください(同修了証の交付を受けていない場合は、監理技術者として配置することはできません。)</p> <p><b>【配置後の技術者の変更について】</b>            配置技術者の届出後から当該工事が完成するまでの間は、原則として、当該技術者の変更はできません。ただし、変更について真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が当該工事の入札公告に定める入札参加資格を満たすと確認された場合は除きます。            横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年3月横浜市条例第5号)第2条の規定により市議会の議決に付すべきものについては、本契約までは資格条件(変更すべき事由が生じた日を基準日とする。)を満たすと確認された場合に限り、届出た技術者を変更することができます。工事ごとの横浜市調達公告及び入札説明書を参照してください。</p>
<p>⑥ 監理技術者又は主任技術者の専任配置            ※3,500万円以上7,000万円未満の工事において設定(建築工事は除く。)</p>	<p>当該技術者は次の要件を全て満たしている者であること。</p> <p>ア 落札候補(予定)者通知日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。            ※ 在籍出向者、派遣社員、パートタイマーは技術者として配置することはできません。</p> <p>イ 落札候補(予定)者通知日において、雇用期間が3か月経過していること。            ※ 例えば落札候補(予定)者通知日が4月1日の場合、1月1日以前(1月1日も含む。)から雇用していなければなりません。</p> <p>ウ 落札候補(予定)者通知日において、他の工事に従事していないこと。            ※ なお、これまで従事していた工事が終了しているかどうかは、原則として工期により確認し、落札候補(予定)者通知日において、従前工事の完成検査が完了していることをもって判断することとなります。</p> <p>エ 建設業許可申請における経營業務管理責任者でないこと。            ※ 経營業務管理責任者とは、常勤の役員で主たる営業所において毎日経營業務に従事する者をいい、本市契約の工事の現場には従事できません。</p> <p>オ 建設業許可申請における営業所ごとの専任技術者でないこと。            ※ 営業所ごとの専任技術者とは、その営業所に常勤で業務に専念しなければならず、原則として、工事の現場には従事できません。(建設業法第7条第2項)</p> <p>カ 監理技術者を配置する場合            (ア) 当該工事の入札参加資格として設定された建設業の種類(例:土木工事業、建築工事業等)に係る資格を有していること。            (イ) 監理技術者資格者証が、落札候補(予定)者通知日において有効であること。            (ウ) 監理技術者講習を過去5年以内に受講した者であること。            ※ 監理技術者講習修了証の写しを提出していただきますので、必ず受講しておいてく</p>

項目	確認事項
<p>※前ページ⑥のつづき</p>	<p>ださい（同修了証の交付を受けていない場合は、監理技術者として配置することはできません。）。</p> <p>キ 主任技術者を配置する場合 当該工事の入札参加資格として設定された建設業の種類（例：土木工事業、建築工事業等）に応じた実務経験年数又は一定の資格を有していること。</p> <p>※ 「実務経験年数又は一定の資格」とは次に掲げるものをいいます。 ① 建設業の種類に応じた10年以上の実務経験者 ② 建設業の種類に応じた関連学科の高校卒業後5年以上又は関連学科の大学卒業後3年以上の実務経験者 ③ 上記と同等以上の知識、技術、技能がある者（建設業の種類に応じた一定の資格取得者など） なお、実務経験については、経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等により当該資格を確認します。 また、一定の資格取得者については、次の書類により当該資格を確認します。 「建設業法に定める技術検定の合格証明書」、「建築士法に定める建築士の免許証」、「技術士法に定める技術士の登録証」又は「職業能力開発促進法に定める技能検定の合格証書」の写しなど</p> <p>【配置後の技術者の変更について】 配置技術者の届出後から当該工事が完成するまでの間は、原則として、当該技術者の変更はできません。ただし、変更について真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が当該工事の入札公告に定める入札参加資格を満たすと確認された場合は除きます。</p>
<p>⑦ 主任技術者の配置 ※3,500万円未満（建築工事の場合は7,000万円未満）の工事において設定</p>	<p>当該技術者は次の要件を全て満たしている者であること。</p> <p>ア 落札候補（予定）者通知日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ※ 在籍出向者、派遣社員、パートタイマーは技術者として配置することはできません</p> <p>イ 落札候補（予定）者通知日において、雇用期間が3か月経過していること。 ※ 例えば落札候補（予定）者通知日が4月1日の場合、1月1日以前（1月1日も含む。）から雇用していなければなりません。</p> <p>ウ 落札候補（予定）者通知日において、<b>専任配置を要する</b>他の工事に従事していないこと。 ※ 建設業法上、3,500万円以上（建築工事の場合は7,000万円以上）の工事には、技術者の専任配置が必要となります。 なお、これまで従事していた工事が終了しているかどうかは、原則として工期により確認し、落札候補（予定）者通知日において、従前工事の完成検査が完了していることをもって判断することとなります。</p> <p>エ 建設業許可申請における経營業務管理責任者でないこと。 ※ 経營業務管理責任者とは、常勤の役員で主たる営業所において毎日経營業務に従事する者をいい、本市契約の工事の現場には従事できません。</p> <p>オ 建設業許可申請における営業所ごとの専任技術者でないこと。 ※ 営業所ごとの専任技術者とは、その営業所に常勤で業務に専念しなければならず、原則として、工事の現場には従事できません。（建設業法第7条第2項）</p> <p>カ 当該工事の入札参加資格として設定された建設業の種類（例：土木工事業、建築工</p>

項目	確認事項
<p>※前ページ⑦のつづき</p>	<p>事業等) に応じた実務経験年数又は一定の資格を有していること。</p> <p>※ 「実務経験年数又は一定の資格」とは次に掲げるものをいいます。</p> <p>① 建設業の種類に応じた10年以上の実務経験者</p> <p>② 建設業の種類に応じた関連学科の高校卒業後5年以上又は関連学科の大学卒業後3年以上の実務経験者</p> <p>③ 上記と同等以上の知識、技術、技能がある者(建設業の種類に応じた一定の資格取得者など)</p> <p>なお、実務経験については、経営事項審査申請における技術職員名簿の写し等により当該資格を確認します。</p> <p>また、一定の資格取得者については、次の書類により当該資格を確認します。</p> <p>「建設業法に定める技術検定の合格証明書」、「建築士法に定める建築士の免許証」、「技術士法に定める技術士の登録証」又は「職業能力開発促進法に定める技能検定の合格証書」の写しなど</p> <p>【配置後の技術者の変更について】</p> <p>配置技術者の届出後から当該工事が完成するまでの間は、原則として、当該技術者の変更はできません。ただし、変更について真にやむを得ないと認められる場合で、かつ、新たに配置する技術者が当該工事の入札公告に定める入札参加資格を満たすと確認された場合は除きます。</p>
<p>⑧ 現場代理人の配置</p>	<p>当該現場代理人は次の要件を全て満たしている者であること。</p> <p>ア 落札候補(予定)者通知日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>※ 在籍出向者、派遣社員、パートタイマーは現場代理人として配置することはできません。</p> <p>イ 落札候補(予定)者通知日において、雇用期間が3か月経過していること。</p> <p>※ 例えば落札候補(予定)者通知日が4月1日の場合、1月1日以前(1月1日も含む。)から雇用していなければなりません。</p> <p>ウ 建設業許可申請における経營業務管理責任者でないこと。</p> <p>※ 経營業務管理責任者とは、常勤の役員で主たる営業所において毎日経營業務に従事する者をいい、本市契約の工事の現場には従事できません。</p> <p>エ 建設業許可申請における営業所ごとの専任技術者でないこと。</p> <p>※ 営業所ごとの専任技術者とは、その営業所に常勤で業務に専念しなければならない、原則として、工事の現場には従事できません。(建設業法第7条第2項)</p> <p>※現場代理人の常駐義務の緩和措置については<a href="#">こちら</a>。</p>
<p>⑨ その他</p>	<p>当該工事の入札参加資格として設定された上記以外の入札参加資格を満たしていること。</p> <p>※ 例：行政区区分、施工実績、技術者の施工経験、災害協力事業者、優良表彰事業者・工事成績、発注者別評価点(主観点)、工事成績、横浜型地域貢献企業、企業規模、保有する建設機械 等</p>

(2) 適格性の審査項目

項目	確認事項
① 指名停止措置	指名停止措置を受けている者でないこと。
② 経営及び信用状態	不渡り・主要取引先との取引停止等の報告や、公的機関による差押え等の処分を受け、経営状況が健全でないと判断される者又は営業の実態が確認されなかった者でないこと。
③ 不正又は不誠実な行為	契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者（法令違反等）でないこと。
④ 本市工事の債務不履行	本市と締結した工事請負契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本市と係争中である者は除く。）でないこと。
⑤ 工事成績	直近工事成績が 65 点未満として、前々月に電子入札システム登録された者でないこと。 <a href="#">なお、平成 28 年 2 月 23 日より、工事成績不良（評定点が 65 点未満）の不適格基準の取扱いを変更しています。</a>
⑥ 現に受注している工事の進捗状況	請負業者の起因による工事の大幅の遅れが報告され、今後の状況改善が期待できないと判断される者でないこと。
⑦ 隣接施工	<p>土木、舗装及び上水道工事において適用。</p> <p>当該土木、舗装工事及び上水道（1 件当たりの工事費が土木及び上水道工事にあつては 5,000 万円以上、舗装工事にあつては 3,000 万円以上のものに限る。）の施工現場に隣接する区域において、当該工事と同種の本市が発注した工事（1 件当たりの当初契約金額が土木及び上水道工事にあつては 5,000 万円以上、舗装工事にあつては 3,000 万円以上のものに限る。ただし、災害時の緊急工事及び維持補修工事を除く。）で、次のアからオに掲げる工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者でないこと。</p> <p>ア 同一の下水道幹線において隣接工区である工事 イ 同一の道路路線において隣接工区である工事 ウ 同一の河川（対岸を除く。）において隣接工区である工事 エ 一団の造成地等において隣接工区である工事 オ 同一の導水路線又は同一の送水管幹線において隣接工区である工事</p> <p>※ 隣接施工の対象工事がある場合は、入札公告にその工事件名を明記します。</p>
⑧ 技術者配置	技術者の配置及び現場代理人の確保が困難であると判断される者でないこと。



項目	確認事項
⑨ 同種工事の請負実績	<p>当該工種と同種の1件あたりの最高請負実績額が、次のア及びイのいずれにも該当し、当該工事の工事費に比較して十分でないと判断される者。</p> <p>ア 同工種の工事に関する元請最高請負実績額が発注する工事の工事費の6割に満たない者</p> <p>イ 同工種の工事に関する下請最高請負実績額が発注する工事の工事費の8割に満たない者</p> <p>※ 例えば当該工事費が1億円(税込み)の場合、元請なら6,000万円(税込み)以上、下請なら8,000万円(税込み)以上の最高請負実績額の登録が必要です。なお、入札前に公表されている予定価格は税抜きですので、予定価格が1億円の場合、当該工事費は1億500万円となり、元請で6,300万円(税込み)以上、下請で8,400万円(税込み)以上の最高請負実績額の登録が必要となります。</p> <p><u>登録されている最高請負実績で審査を行います。最高請負実績は変更することができますので、現在登録しているものよりも価格の高い実績ができた場合は、変更届を提出してください。変更届には、当該施工実績の契約書の写し等(コリンズ登録の写しでも可)が必要です。なお、変更内容の反映には、変更届の提出後、審査が完了し、資格審査システムに登録させていることが必要となるので、ご注意ください。</u></p> <p>※ 共同企業体の取扱いについては、<u>工事ごとの公告に定めがあるもの他は、各構成員の元請最高請負実績額又は下請最高請負実績額から、次により当該共同企業体の基準額を算出し、その基準額が発注する工事の工事費を上回ってなければなりません。</u></p> <p>① 各構成員の基準額は、「元請最高請負実績額×100/60」と 「下請最高請負実績額×100/80」のどちらか最大の数値</p> <p>② 共同企業体の基準額は、①で算出した各構成員の基準額の合計額</p>
⑩ 営業の状態	<p>実態調査の結果、営業の実態又は事務所の独立性が確認されなかった者でないこと。</p> <p>※ 本市工事の契約実績のない方が、落札候補者となった場合には、実態調査を行い、適格性を審査します。</p>
⑪ 暴力団等排除対象者	<p>神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次に掲げる者であることが判明した者でないこと。</p> <p>ア 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第7号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者</p> <p>イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者</p>
⑫ 同種の管内一円工事	<p>当該工事と同一管内かつ同種の工事について契約している又は落札決定通知書の送付を受けている者でないこと。</p> <p>この場合において同種の管内一円工事とは、同一工事件名(ただし、通し番号等は除く。)のものをいう。</p>



(3) その他

項目	確認事項
① 経営事項審査の受審	<p>落札候補（予定）者通知日において、有効な経営事項審査を受審していること。</p> <p>※ 登録時に受けていた経営事項審査の結果通知書の有効期限が到来した場合には、新たに経営事項審査を受審し、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」を受けていなければなりません。</p> <p>なお、<u>経営事項審査を受審していない場合は、公共工事の請負はできません</u>のでご注意ください。</p>
② 提出書類の有無	<p>当該工事の公告に定められた提出書類を期日までに、全て提出していること。</p> <p>※ 公告に定められた提出書類のほか、追加資料の提出をお願いする場合があります。</p>